

令和3年4月26日

治験依頼者各位
臨床研究関係者各位

未来医療開発部 臨床研究センター長 山本 洋一
事務部 教育研究支援課長 三好 裕美

【新型コロナウイルス対策】 治験・臨床研究における制限について

緊急事態宣言の発令に伴い、新型コロナウイルスの感染対策として、一部業務を制限します。
※状況に応じて対応変更になる場合は、その都度お知らせします。

対象期間：緊急事態が宣言されている期間
(5月11日までとするが、延長の可能性あり)

●モニタリング・監査の受け入れについて

原則、来院でのモニタリング・監査の受け入れを中止いたします。
ただし、被験者の安全の確保のためなど必要な場合は、実施の理由を確認の上、受け入れをいたしますので、各担当者にご相談ください。

なお、治験審査委員会・倫理審査委員会については、通常通り開催いたします。また、治験の新規患者エントリーについても制限はいたしません。

以上